

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定

◎群馬県告示第215号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和6年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
73	渋川市祖母島字下神田原2545番2、2545番3、2568番、2569番1、2569番2、2570番、2571番、2572番、2573番、2574番1、2574番2、2575番、2576番1、2577番、2580番、2581番1、2581番4及び2600番	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域